

令和 7 年度

「東日本大震災復興フォーラム」開催業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和 7 年 8 月

東日本大震災復興フォーラム実行委員会

（事務局：福島県企画調整部企画調整課）

この「公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）」は、東日本大震災復興フォーラム実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する「令和7年度「東日本大震災復興フォーラム」開催業務」に係る受託候補者の選定に関して、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に参加しようとする者（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

1 本業務の概要

（１） 業務件名

「令和7年度「東日本大震災復興フォーラム」開催業務（以下「本業務」という。）」

（２） 募集する企画提案の内容

「令和7年度「東日本大震災復興フォーラム」開催業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）」のとおり

（３） 委託期間

委託契約締結の日から令和8年3月24日(火)まで

（４） 委託上限額

本事業における委託上限額は、19,179千円（消費税及び地方消費税込）とする。ただし、上限額での契約を保証するものではない。

2 参加者の資格要件等

参加者は、次に掲げるプロポーザル参加資格（以下「参加資格」という。）の要件をすべて満たしている者であり、かつ、実行委員会からの参加資格の確認を受けた者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、代表者を定めた上で参加するものとし、実行委員会との契約の当事者は当該代表者とする。

〔参加資格の要件〕

- （１） 本業務の実施について、実行委員会の要請に応じて迅速かつ円滑に対応できる体制を整えていることを前提に、東北4県（青森県、岩手県、宮城県、福島県）又は東京都に本支店、営業所等を有していること。
- （２） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （３） 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- （４） 東北4県及び東京都の都県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- （５） 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

※ なお、実行委員会は、事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。

(6) 本実施要領を公示した日から契約締結日までの期間において、青森県、岩手県、宮城県、福島県、東京都及び国の機関から入札参加制限（指名停止）又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。

(7) 過去5年間に官公庁が発注する本業務に類似した業務を受注した実績を複数有していること。

(8) 上記（1）から（7）を満たす1事業者を代表とする複数事業者による共同提案による参加も可能とするが、全事業者が（2）から（6）を満たさなければならない。

また、実行委員会は代表者とのみ委託契約を行うため、その他の参加者については、代表者との委託契約（実行委員会との関係性においては再委託に該当）により業務を行うこと。その場合においては、本業務全体の進行管理、とりまとめ等は代表者の責任において行うものとする。

(9) 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできない。

3 プロポーザル手続き等に関する事項

(1) 提出及び問合せ先

実行委員会事務局（福島県企画調整部企画調整課）

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号本庁舎5階

T E L 024-521-8014

アドレス kikakuchosei@pref.fukushima.lg.jp

(2) プロポーザルに係る説明会は実施しない。

(3) 実施要領等に関する質問の受付・回答の公表

実施要領等に関する質問がある場合は、次により受け付けるものとする。

ア 受付期間

令和7年9月8日(月)17時まで

イ 提出方法

【様式1-1】「実施要領等に関する質問票」に簡潔に記入の上、電子メールにより提出すること。（※電話による質問は受付しない。）

ウ 回答方法

受け付けた質問については、質問事項と回答事項をとりまとめ、福島県公式ホームページに令和7年9月12日(金)17時までに掲載する。

(4) プロポーザルの参加申込み

本業務のプロポーザルへの参加を希望する場合は、【様式1-2】「令和7年度東日本大震災復興フォーラム開催業務プロポーザル参加申込書」を以下により提出し、参加資格の確認を受けること。なお、この提出がない者の企画提案は受け付けない。

ア 提出書類

下記の様式等を全て提出すること。なお、共同提案の場合は、代表者以外の構成員についても、それぞれ【様式1-4】を提出すること。

(ア)【様式1－2】プロポーザル参加申込書

(イ)【様式1－4】会社概要及び過去5年間の主な受注等実績

イ 提出期限

令和7年9月19日（金）17時（必着）

ウ 提出先及び提出方法

上記「(1) 提出及び問合せ先」まで、電子メールにより提出すること。

エ 確認結果

参加資格の確認結果は、令和7年9月25日（木）17時までに電子メールで通知する。

オ 留意事項

提出内容に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消すとともに、当該参加者が行った企画提案を無効とすることがある。

(5) 参加資格の喪失

参加者は、下記4に定めるプレゼンテーションの実施日までに、参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失うものとする。

(6) 企画提案書等の提出

参加者は、本要領及び業務仕様書を踏まえ、下記により企画提案書等を提出すること。

ア 提出書類

(ア) 業務仕様書の「3 本業務の内容」に係る企画等の提案

(イ) 業務の実施に要する費用を明らかにした費用積算内訳書

積算した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって積算額とするので、参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、積算した金額の100分の110に相当する金額を記載すること。

(ウ) 会社の概要書（名称、所在地、代表者氏名、主な実績【様式1－4】）

(エ) 事業全体の実施スケジュール、実施体制

イ 提出期限 令和7年10月1日(水)17時（必着）

ウ 提出先及び提出方法

(ア) 上記「(1) 提出及び問合せ先」まで、PDF形式により電子メールで提出すること。

(イ) 留意事項

- ・ 参加者1者につき1提案とする。また、企画提案書等は、提出後の書換え、引換え、撤回又は再提出を認めない。
- ・ 提案に係る費用の総額は、上記1(4)の委託上限額を超えないものとする。

(7) 企画提案の無効

上記3(4)により参加資格の認められなかった者の企画提案及び次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

ア 提出期限を過ぎて提出された提案

イ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽

表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案

ウ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

エ その他プロポーザルに関する条件に違反した提案

(8) 参加の辞退

ア 参加申込みの後、辞退する場合は、【様式1-3】「令和7年度東日本大震災復興フォーラム開催業務プロポーザル参加辞退届」を(1) 提出及び問合せ先まで電子メールにより提出すること。

イ アによりプロポーザルに参加しなかった者は、これを理由として、以降、実行委員会が実施する他のプロポーザル等について、不利益を受けることはない。

4 受託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 受託候補者の選定方法

参加者の企画提案の審査は、「公募型プロポーザル審査要領」に基づき、公募型プロポーザル選考委員会(以下「選考委員会」という。)において行うものとする。

なお、企画提案書等の内容が、上記「1 本業務の概要」(4)の委託上限額を超えた場合は、審査の対象とならない。

(2) 選考委員会の開催

ア 開催日時(予定) 令和7年10月上旬頃(詳細は、別途通知すること。)

イ 開催場所(予定) 福島県庁内(詳細は、別途通知すること。)

ウ 開催方法等

(ア) 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者によるプレゼンテーションに基づいて実施する。この場合において、パソコンの使用は認めるが、追加資料等を提出することは認めない。

(イ) 一部の選考委員はオンラインで参加するため、事務局においてプレゼンテーションの模様を撮影し、WEB会議アプリでオンライン参加の選考委員へ配信する。

(ウ) モニター及びクリッカーは事務局で用意するが、それ以外の機材は参加者の持込を原則とする。

(エ) プレゼンテーションの順番については、上記「3 プロポーザル手続き等に関する事項」(4)に掲げる書類の提出があった順とする。

(オ) プレゼンテーションの時間は、1者あたり30分(説明20分、質疑応答10分)とする。

(3) 受託候補者の決定

ア 実行委員会は、選考委員会の審査結果に基づき、第1順位の受託候補者を決定する。

イ 審査結果は、受託候補者を決定後、速やかに各参加者に電子メールにより通知する。

ウ 第1順位の委託候補者が契約を締結しないときは、次点の者と契約の交渉を行う。

エ 契約締結は、令和7年10月中旬以降を予定している。

(4) 結果の公表

選考委員会の開催結果(委託候補者)については、後日、福島県公式ホームページにおいて公開する。

5 契約に関する事項

- (1) 実行委員会は、上記4の選考委員会において選定された契約候補者と契約締結の協議を行う。
- (2) 企画提案書等に記載された事項は、業務仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、実行委員会と受託候補者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更又は削除を行うことがある。

6 公正なプロポーザル実施の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、プロポーザルに当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

7 その他

(1) 提出書類の取扱い

ア 参加者が提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属するものとする。

イ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負うものとする。

(2) プロポーザル参加に要する経費について

プロポーザル参加に要する経費は、全て参加者が負担すること。

(3) プロポーザルに係るスケジュール（予定）

ア 公告日	8月29日(金)
イ 質問票の提出期限	9月 8日(月) 17時
ウ 質問に対する回答	9月12日(金) 17時
エ 参加申込期限	9月19日(金) 17時
オ 参加資格確認結果通知	9月25日(木) 17時
カ 企画提案書等提出期限	10月 1日(水) 17時
キ 選考委員会（予定）	10月上旬
ク 選定結果通知（予定）	10月中旬
ケ 契約締結（予定）	10月中旬以降

(4) その他

ア 参加資格確認申請書及び添付書類に虚偽の記載をした者に対しては、参加制限等の措置を行うことがある。

イ 参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。